

福井県共同募金会 助成標識表示実施細則

福井県共同募金助成要綱第12条第2項及び第15条第2項の規程に基づく助成事業の記載及び助成標識の表示について必要な事項を定める。

1 助成標識

助成標識は、赤い羽根共同募金のロゴマーク及び文字を使用する。

また、助成標識は共同募金の助成を受けた証明として被助成団体が表示しなければならない義務であり、それを怠った場合には助成金の返還を求める。

表示方法については、募金に協力していただいている多くの方へ共同募金が役立っている事を理解していただくよう工夫して表示する。

(1) 事業の表示

共同募金の助成で実施する事業については、別紙1, 2のとおり、当該事業の案内チラシや通知文書、報告書・成果物などに共同募金の助成事業である事を表示する。

また、助成事業を実施する際には会場に看板やのぼり旗の設置、ホームページの掲示や会場アナウンス等で報告する。

(2) 器材・物品の表示

共同募金の助成を受けて購入した物品等の見やすい所に、別紙1に定めるラベルを貼付する。

(3) 建物の表示

共同募金の助成で建設又は改修等を行なった建物については、別紙3に定めるプレートを、建物の玄関等見やすい所に掲示する。

(4) 車両の掲示

共同募金の助成で購入した自動車については、別紙4のとおり、車両の両側に「赤い羽根共同募金助成車両」の文字との助成標識のマークをペイントで記入することにより掲示する。

2 掲示期間

標識は、福井県共同募金助成要綱第15条に規定する管理期間中掲示する。

(附 則)

この細則は、平成24年7月27日から施行する。

この細則は、平成25年3月21日に一部改正する。

別紙1 事業・備品の表示

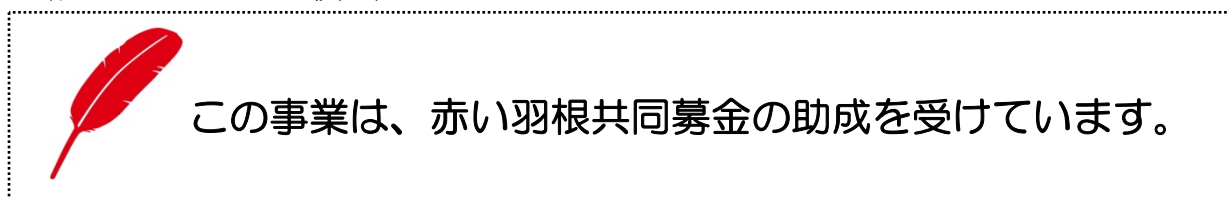
(表示パターン1 縦)



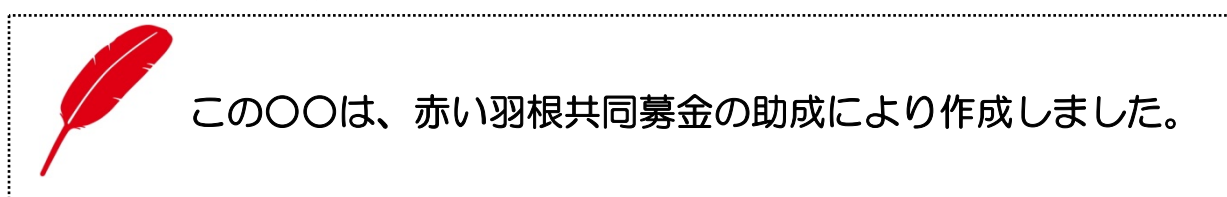
(表示パターン2 縦)



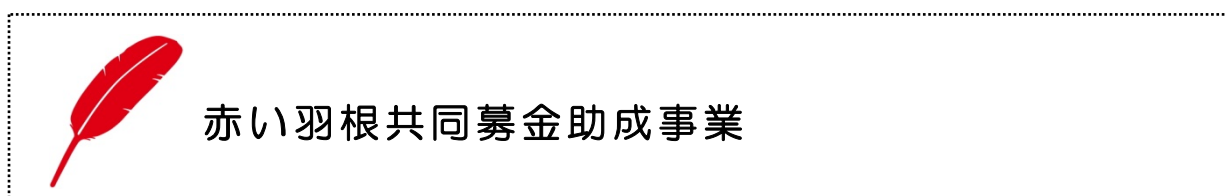
(表示パターン3 横)



(表示パターン4 横)



(表示パターン5 横)



※赤い羽根の色(推奨): PANTONE1797M 4色分解 M99% Y100% K(BL) 4% RGB R225% G0% B18%
※マーク・ロゴデータは、福井県共同募金会ホームページ (<http://akaihane-fukui.jp/>) の右下共同募金カット集からダウンロードできます。



赤い羽根共同募金

助成事業

ポスター、チラシの配置例



共同募金受配施設



福井県共同募金会

プレート：プラスチック版

サイズ：横 190 mm×縦 150 mm×幅 2 mm 四つ角に直径 4 mmの穴

※本会、事務局にて取り扱っていますのでお求めください。

※四つ角をネジでしっかり固定して下さい。

別紙 4 車両の表示

※車両のボディカラーは白がおすすめです。
白がむずかしい場合、マークの赤色がよく
みえるシルバーやベージュなどの色を選んでください。

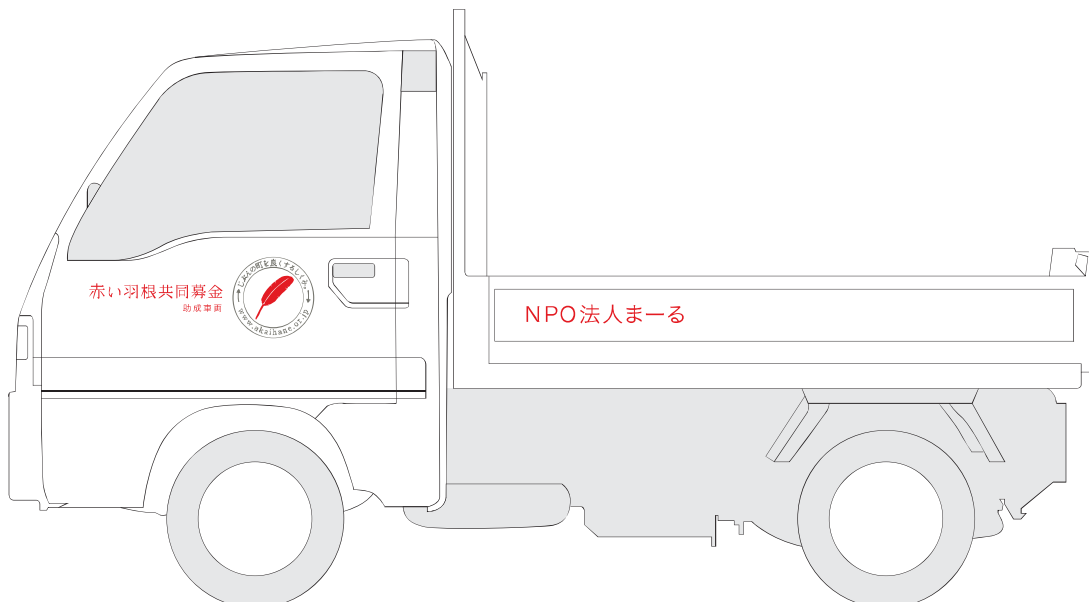
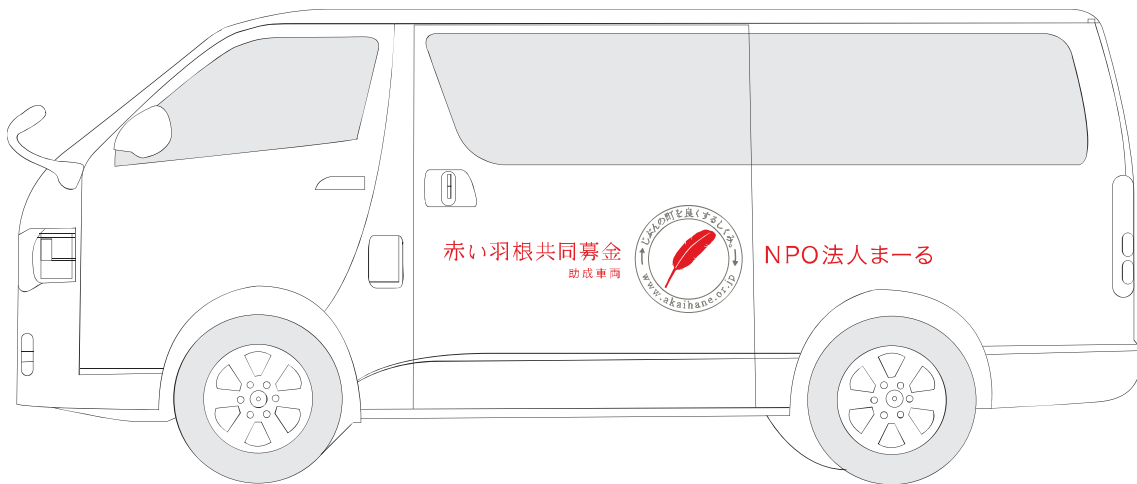
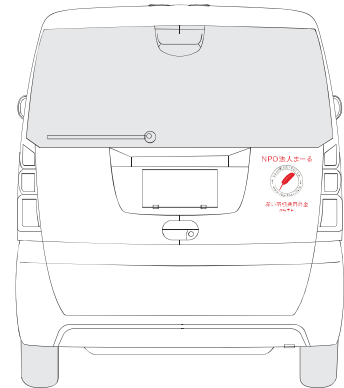
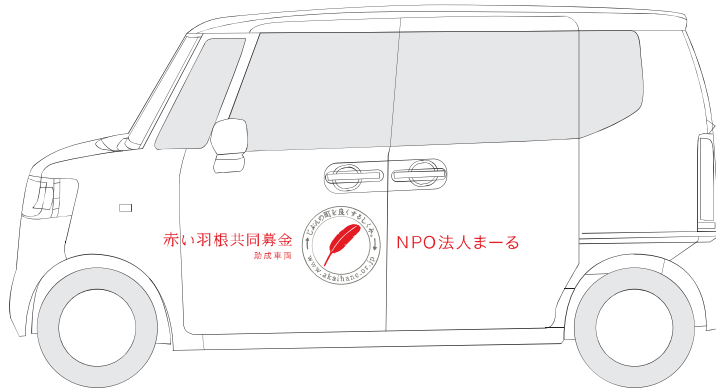
赤い羽根共同募金
助成車両



NPO法人まーる

共通マーク

各団体名



～使途明示の関連規程～

共同募金運動要綱（中央共募）

3. 広報の実施

共同募金会は、運動における広報の重要性を認識し、その効果的な推進を図るため、全国協調の広報計画を踏まえ、年間を通じた広報活動を積極的に展開する。また、共同募金の助成を受けた団体等に対して、寄付金が有意義に活用されていることを積極的に広報することを求める。

共同募金助成方針（中央共募）

8 情報公開および評価

助成を受けて活動を実施する団体は、その活動が共同募金の助成を受けて実施されていることと併せ、活動の意義・内容・成果を参加者や住民に表示し、説明等を行うなど周知を図るとともに、募金への協力を行うものとする。

また、共同募金会及び共同募金委員会は、助成を受けた団体に対して、その団体の活動終了後、活動の実施状況、活動の成果を求め、これらの報告を踏まえ、評価を踏まえた助成プログラムの評価・検証を行うものとする。

福井県共同募金助成要綱

（助成金の使途報告）

第 12 条 被助成団体は、助成事業完了後直ちに別に定める助成金の使途を明らかにした報告書に必要な書類を添付し、提出しなければならない。

2 被助成団体は、助成金の使途に関し、住民への周知を図るよう努めなければならない。

（助成物件の管理期間）

第 15 条 助成事業により取得した物件の管理期間は、助成事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間とする。

2 助成事業により取得した物件については、目立つ所に助成シールを貼るとともに、当該物件を適切に管理しなければならない。

市町共同募金委員会助成実施要綱

第 1 4 条 助成事業により取得した物件および関係書類の管理期間は、助成事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間とする。助成事業により取得した物件については、目立つ所に助成シールを貼るとともに、前項に定める期間中は当該物件を適切に管理しなければならない。